

施設・サービスの説明

① 訪問介護

利用者が自宅で自立した日生活を送る事が出来るよう訪問介護員が自宅を訪問し食事・入浴・排泄等(身体介護)や掃除・洗濯・買い物・調理等の生活の支援(生活援助)をします。

② 通所介護(デイサービス)

在宅の利用者が通所施設に通い、食事・入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練・口腔機能向上サービスを日帰り提供します。送迎サービスも行います。

③ 特別養護老人ホーム

身体上又は、精神上著しい障がい(寝たきりや認知症)があるため、居宅において適切な介護を受ける事が困難な要介護者の日常生活上のお世話をします

介護老人保健施設

入院治療の必要はない症状の安定期であって、在宅への復帰を目標に医師の医学的管理の下、看護・介護・リハビリなど心身の機能回復訓練をする施設です。

④ 短期入所生活介護(ショートステイ)

在宅で暮らす要介護者が短期間だけ入所するサービス。利用者の心身の健康状態の維持と回復、利用者の家族の介護疲れなど負担を軽減することが目的です。

⑤ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の高齢者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で共同生活を送る中、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受け自立した生活を営むことが出来るよう支援します

⑥ 小規模多機能型居宅介護

在宅の要介護者・要支援者に対し「通い」を中心として希望に応じて訪問や、泊まりを組み合

⑦ 障がい福祉

◎ 就労移行支援

わせて日常生活支援・機能訓練等のサービスを提供します

一般就労を希望する障がい者を対象に一定期間、生産活動やその他の活動を通じて、就労に

◎ 就労継続支援A型(雇用型)

必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援をします

障がいや難病のある方が雇用契約を結び、最低賃金額以上での収入を得て働くことのできる福祉サービスです

◎ 就労継続支援B型(非雇用型)

障がいや難病のある方のうち、年齢や体力等の理由から、企業等で雇用契約を結ばず軽作業などの就労訓練を行う福祉サービスです。事業所より工賃が支給されます

◎ 放課後等デイサービス(児童発達支援)

学校に就学している児童に対し、放課後又は休日に施設等で生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流等の支援等を行います

◎ 共同生活援助(グループホーム)

障がいのある方に対して、主に夜間・休日において共同生活を営む住居で相談・介護等の生活援助を行います

◎ 生活介護

常時介護を必要とする障がい者を対象に、主に昼間に障がい者支援施設等で

入浴・排泄・食事の介護や創作活動、生産的活動の機会を提供します